

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 厚沢部町長 厚沢部町議会議長 厚沢部町教育委員会 厚沢部町選挙管理委員会
厚沢部町代表監査委員 厚沢部町農業委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	92.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	86.0%
全職員	72.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
課長職	94.0%
課長補佐相当職	98.2%
係長相当職	107.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	120.8%
26～30年	70.0%
21～25年	100.3%
16～20年	—
11～15年	115.6%
6～10年	91.5%
1～5年	108.4%

【説明欄】

・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」のうち女性が約78%を占め、大半が会計年度任用職員であることから平均年間給与が低くなっており、全職員における男女の給与の差異が生じている。

・勤続年数別のうち「36年以上」及び「16～20年」について、男性または女性職員が0人であり比較できないことから記載していない。

・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」のうち、地方公務員法第22条の2第1項第1号の職員については職種等によりバラつきが多いことから算出の対象から除外している。

また、地方公務員法第22条の2第1項第2号の職員のうち、厚沢部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第27条の適用を受けるものも算出の対象から除外している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。